第20回呉市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

令和2年7月21日(火)幹部会議終了後於 本庁舎2階 防災会議室

- 1 開 会
- 2 呉市新型コロナウイルス感染症対策について
 - (1) 国, 県の動向について(福祉保健部)
 - (2) 呉市の現状(福祉保健部,産業部)
- 3 全国的又は大規模なイベントを開催する場合の県への事前相談について (福祉保健部)
- 4 その他
- 5 市長・副市長発言
- 6 閉 会

令和2年7月21日

呉市新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料

福祉保健部福祉保健課

呉市新型コロナウイルス感染症対策について (令和2年7月21日時点)

1 国・県の動向について

●国の対応状況

- 3月26日 特措法に基づく対策本部を設置
- 3月28日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」決定
- 4月 1日 政府専門家会議開催。「都市部を中心に感染者が急増している」との現状分析
- 4月 2日 厚労相から、感染者が急増する地域で、軽症患者等を自宅・宿泊施設での療養 させる方針
- 4月 7日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」改定
- 4月 7日 「新型コロナウイルス感染症経済対策」閣議決定
- 4月 7日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」発出 ※対象地区:埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県
- 4月11日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」改定
- 4月16日 「緊急事態宣言」の対象を全都道府県に拡大
- 4月16日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」改定
- 5月 4日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」改定
- 5月 7日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の期間延長
- 5月14日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の対象区域を変更
- 5月14日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」改定
- 5月21日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の対象区域を変更
- 5月21日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」改定
- 5月25日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言」を発出
- 5月25日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」改定

●県の対応状況

- 3月26日 特措法に基づく県対策本部を設置
- 3月28日 県内(広島市)で5・6例目の感染を確認
- 3月29日 県対策本部員会議開催
- 4月 1日 県内(広島市)で7~10例目の感染を確認
- 4月 2日 県内(福山市)で11例目の感染を確認
- 4月 3日 県内(福山市・府中町)で12・13例目の感染を確認
- 4月 4日 県内(東京都(広島市帰省)・福山市)で14・15例目の感染を確認
- 4月 9日 新型コロナウイルス感染症専門員会議開催

- 4月10日 知事及び保健所設置市3市長との新型コロナウイルス感染症対策に関する会議 (WEB会議) 開催
- 4月10日 知事から週末における外出自粛要請
- 4月12日 新型コロナウイルス感染症対策専門員会議開催
- 4月13日 知事及び県内首長との新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応に関する 会議(WEB会議)開催
- 4月13日 知事から「感染拡大警戒宣言」による外出自粛要請の平日への拡大要請
- 4月16日 広島県対策本部員会議開催
- 4月18日 新型コロナウイルス感染症対策専門員会議開催
- 4月18日 広島県対策本部員会議開催 「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県における緊急事態措置等」発出
- 5月 3日 新型コロナウイルス感染症対策専門員会議開催
- 5月 4日 知事及び県内首長との新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応に関する 会議(WEB会議)開催
- 5月 5日 広島県対策本部員会議開催 「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県における緊急事態措置等」変更
- 5月15日 新型コロナウイルス感染症対策専門員会議開催
- 5月15日 知事及び県内首長との新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応に関する 会議(WEB会議)開催
- 5月15日 広島県対策本部員会議開催 「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県における緊急事態措置等」解除 「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」制定
- 5月22日 「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」改正
- 5月29日 「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」改正
- 6月18日 「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」改正
- 7月 9日 「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」改正
 - → 7月18日現在 県内で200例(帰省中1例,再感染4例除く)の感染を確認

2 呉市の現状

(1) 感染者の状況(国内 7/18 0:00 時点, 県内 7/18 18:00時点)

| 国内感染者 | 24,642例(うち入院治療等を要する重症者43例,退院又は療養解除となった者19,576例)※死亡者985名 |
|-------------------|---|
| 県内感染者 (200 例) | ○呉市(1) ○広島市(110[再度感染者1名を除く]) ○尾道市(3) ○福山市(29[再度感染者2名を除く]) ○府中町(2) ○江田島市(1) ○東広島市(2) ○三次市(45) ○廿日市市(4) ○三原市(1) ○海田町(1) ○安芸郡(1) [東京都(広島市帰省)(1),非公表(再感染者)(3)を除く] |

※国内感染者には、クルーズ船事例は含んでいません。

(2) 県内相談窓口の相談状況 (7/16 現在)

| | | | | | 相談 | 内容 | | |
|----|----------|---------|--------------|--------|------------|-----|-------------------------|---------|
| | 相談日 | 相談件数 | 症状等の 健康相談 | 医療体制 等 | 予防・治療 等 | 渡航 | 流行地域から の帰国者から の相談 | その他 |
| 1 | ./29~7/9 | 70, 136 | 49, 235 | 3,063 | 2, 584 | 301 | 143 | 14, 810 |
| | 呉市分 | 3, 406 | 2,710 | 73 | 145 | 11 | 2 | 465 |
| 7) | 月10日(金) | 368 | 231 | 8 | 8 | 2 | 1 | 118 |
| | 呉市分 | 13 | 8 | 2 | 2 | 0 | 0 | 1 |
| 7) | 月11日(土) | 297 | 210 | 4 | 5 | 2 | 0 | 76 |
| | 呉市分 | 15 | 13 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 7) | 月12日(日) | 268 | 216 | 2 | 4 | 1 | 0 | 45 |
| | 呉市分 | 27 | 24 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 7) | 月13日(月) | 536 | 337 | 14 | 19 | 4 | 0 | 162 |
| | 呉市分 | 17 | 14 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 7) | 月14日(火) | 520 | 344 | 15 | 10 | 3 | 4 | 144 |
| | 呉市分 | 17 | 12 | 1 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| 7) | 月15日(水) | 595 | 322 | 17 | 21 | 3 | 1 | 231 |
| | 呉市分 | 14 | 9 | 0 | 1 | 0 | 0 | 4 |
| 7) | 月16日(木) | 871 | 459 | 16 | 26 | 3 | 0 | 367 |
| | 呉市分 | 19 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 |
| | 合 計 | 73, 591 | 51, 354 | 3, 139 | 2,677 | 319 | 149 | 15, 953 |
| | 呉市分 | 3, 528 | 2,802 | 77 | 150 | 11 | 2 | 486 |

(3) PCR等検査の実施状況 (7/16 現在)

| | | 検査件 | 数()内は陽 | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | |
|----------|--------------|---------|------------|---|--------------|
| 検査実施日 | | 保健所設置市分 | 県保健所 | 合 計 | |
| | 広島市 | 呉 市 | 福山市 | 管内分 | 口 計 |
| 1/29~7/9 | 3, 209 (88) | 281 (1) | 1,492 (24) | 3, 201 (60) | 8, 183 (173) |
| 7月10日(金) | 35 (5) | 2 (0) | 10 (0) | 16 (0) | 63 (5) |
| 7月11日(土) | 62 (1) | 1 (0) | 6 (0) | 17 (0) | 86 (1) |
| 7月12日(日) | 35 (3) | 3 (0) | 10 (0) | 13 (0) | 61 (3) |
| 7月13日(月) | 69 (1) | 6 (0) | 4 (0) | 5 (0) | 84 (1) |
| 7月14日(火) | 54 (6) | 6 (0) | 7 (1) | 35 (2) | 102 (9) |
| 7月15日(水) | 49 (1) | 8 (0) | 20 (4) | 46 (0) | 123 (5) |
| 7月16日(木) | 49 (5) | 3 (0) | 35 (1) | 17 (0) | 104 (6) |
| 合 計 | 3, 562 (110) | 310 (1) | 1,584 (30) | 3, 350 (62) | 8,806 (203) |

(4) 自立支援室等への相談状況等(7/17 現在)

① 新型コロナウイルス感染症に関する相談件数(生活・住まい等)

(件数)

| | 3/16 ~ 7/10 | 7/13 (月) | 7/14 (火) | 7/15 (水) | 7/16 (木) | 7/17 (金) | 週間計 | 累計 |
|------|-------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|--------|
| 相談件数 | 1, 377 | 12 | 9 | 9 | 6 | 9 | 45 | 1, 422 |

- ・収入減などの生活相談
- ・②の生活福祉資金貸付金と③の住居確保給付金の相談件数を含む。

② 生活福祉資金貸付金の相談・申請件数(呉市社会福祉協議会)

(件数)

| | | | 3/25 ∼ 7/10 | 7/13 (月) | 7/14 (火) | 7/15 (水) | 7/16 (木) | 7/17 (金) | 週間計 | 累計 |
|----|------|------|-------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|-----|
| | 相談件 | 数 | 905 | 9 | 8 | 8 | 4 | 6 | 35 | 940 |
| | 緊急小口 | 10万円 | 119 | 1 | 2 | 1 | 1 | 0 | 5 | 124 |
| 申請 | 資金 | 20万円 | 237 | 3 | 2 | 0 | 1 | 0 | 6 | 243 |
| 件数 | 総合支 | 接資金 | 37 | 0 | 0 | 1 | 2 | 3 | 6 | 43 |
| | - | H | 393 | 4 | 4 | 2 | 4 | 3 | 17 | 410 |

- ・緊急小口資金:主に休業された方, 総合支援資金:主に失業された方
- ・貸付金は、申請後、審査を含めて5日前後で口座に振り込まれている。

③ 住居確保給付金の相談・申請件数(生活支援課自立支援室)

(件数)

| | 3/16 ∼ 7/10 | 7/13 (月) | 7/14 (火) | 7/15 (水) | 7/16 (木) | 7/17 (金) | 週間計 | 累計 |
|------|-------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|-----|
| 相談件数 | 362 | 3 | 1 | 1 | 2 | 3 | 10 | 372 |
| 申請件数 | 74 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 75 |

(5) 商工振興課 補助金ほか認定件数等 (7/17 現在)

① 新型コロナウイルス感染症に関する持続化補助金証明書発行件数

(件数)

| 発行日 区分 | 3/10 ~ 7/10 | 7/13 (月) | 7/14 (火) | 7/15 (水) | 7/16 (木) | 7/17 (金) | 週間計 | 累計 |
|--------|-------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|----|
| 発行件数 | 27 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 27 |

② セーフティネット保証4.5号及び危機関連保証の認定件数

(件数)

| 認定日区分 | 3/2 ∼ 7/10 | 7/13 (月) | 7/14 (火) | 7/15 (水) | 7/16 (木) | 7/17 (金) | 週間計 | 累計 |
|---|------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|--------|
| セーフティネット保証 4号 (3/2~) | 1, 023 | 2 | 8 | 8 | 7 | 7 | 32 | 1, 055 |
| セーフティネット保証 5号 (3/6~) | 103 | 2 | 6 | 0 | 3 | 2 | 13 | 116 |
| 危機関連保証 (3/6~) | 176 | 1 | 2 | 0 | 1 | 4 | 8 | 184 |
| 111111111111111111111111111111111111111 | 1, 302 | 5 | 16 | 8 | 11 | 13 | 53 | 1, 355 |

[※]上記の数値は呉市での認定件数であり、実際の融資件数とは異なります。

③ 呉市事業者向け補助金等申請サポート事業補助金交付決定件数

(件数)

| | | | | | | | | (11 3/1) |
|---------|-------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|----------|
| 決定日 区分 | 5/11 ~ 7/10 | 7/13 (月) | 7/14 (火) | 7/15 (水) | 7/16 (木) | 7/17 (金) | 週間計 | 累計 |
| 社会保険労務士 | 15 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 16 |
| 行政書士 | 157 | 0 | 0 | 24 | 0 | 0 | 24 | 181 |
| 計 | 172 | 0 | 0 | 25 | 0 | 0 | 25 | 197 |

④ 行政書士による無料相談窓口の相談件数(市役所1階)

(件数)

| 発行日 区分 | 5/11~ 7/10 | 7/11 (土) | 7/12 (日) | 7/13 (月) | 7/14 (火) | 7/15 (水) | 7/16 (木) | 7/17 (金) | 週間計 | 累計 |
|--------|---------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|-----|
| 発行 | 492 | 1 | 1 | 6 | 16 | 16 | 11 | 9 | 60 | 552 |

⑤ 小規模企業応援給付金申請件数及び振込件数

(件数)

| 発行日 区分 | 6/4~ 7/10 | 7/11 (土) | 7/12 (目) | 7/13 (月) | 7/14 (火) | 7/15 (水) | 7/16 (木) | 7/17 (金) | 週間計 | 累計 |
|--------|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|--------|
| 申請 | 3, 187 | 47 | 0 | 22 | 57 | 63 | 54 | 72 | 315 | 3, 502 |
| 振込 | 1, 922 | 0 | 0 | 0 | 316 | 0 | 0 | 308 | 624 | 2, 546 |

令和2年7月21日

呉市新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料

福祉保健部福祉保健課

令和2年7月16日

各市町危機管理主管課長 様

新型コロナウイルス感染症広島県対策本部長 (〒730-8511 広島市中区基町 10-52)

全国的又は大規模なイベントを開催する場合の県への事前相談について(依頼)

広島県では、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」において、令和2年7月10日から、全国的な人の移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを実施する場合には、イベントの主催者(又は施設管理者)は、イベントの開催要件などについて、事前に、県に相談していただくこととしています。

ついては、別紙により、事前相談の実施について、貴市町の関係課、所管施設の管理者、 貴市町内のイベント主催者などに周知していただきますよう、お願いします。

担当:広島県健康福祉局 健康福祉総務課

新型コロナウイルス感染症・総合支援チーム 桑原

電話直通 082-513-3029

県庁代表 082-228-2111 内線 3029

メールアドレス: fusoumu@pref.hiroshima.lg.jp

- ※ 周知をお願いしたい施設管理者は、全国的な人の移動を伴うイベントを開催することが想定される施設又は収容人数が 2,000 人を超えるような (収容率 50%で 1,000 人を超える) 施設の管理者になります。
- ※ 県所管施設の管理者に対しては、同様に県から依頼しています。

イベント主催者(又は施設管理者)の皆様へ

全国的又は大規模なイベントを開催する場合の 県への事前相談について (お願い)

広島県では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年7月10日から、全国的な人の移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを実施する場合は、イベントの開催要件などについて、事前に、県に相談していただくこととしています。 事前相談は次のとおり実施しますので、御協力くださいますよう、お願いします。

> 令和2年7月 新型コロナウイルス感染症広島県対策本部長

全国的又は大規模イベントの事前相談に係る実施要領

令和2年7月16日適用

1 相談先

広島県健康福祉局 健康福祉総務課 新型コロナウイルス感染症・総合支援チーム 電話直通 082-513-3029 県庁代表 082-228-2111 内線 3029 FAX082-511-6715 メールアドレス: fusoumu@pref.hiroshima.lg.jp

2 相談者

イベントの主催者(又は施設管理者)

3 相談の対象となるイベント 全国的な人の移動を伴うイベント又は参加者が 1,000 人を超えるようなイベント

4 実施方法

- ① 事前相談書の様式の入手(主な入手方法は、次のとおりです。)
 - 広島県ホームページにアクセスして、事前相談書の様式をダウンロードする。
 - 〇 県庁の健康福祉総務課やイベントの関係課などに連絡して、事前相談書の様式を メールなどで受け取る。
- ② イベント概要、イベントで講じる感染拡大防止策が分かる資料の準備 ※ これらの資料があれば、事前相談書の大部分の記入が省略可能となります。
- ③ 事前相談書への記入、具体的な対策の確認チェック
- ④ 事前相談書と上記②で用意した資料を県庁の健康福祉総務課にメールなどで提出 メールアドレス: fusoumu@pref. hiroshima. lg. jp
- ⑤ 相談先の担当者から相談者に電話連絡があります。 感染拡大防止策の内容について、電話でお聞きすることがあります。
- ⑥ 確認が終わると、県の記入が加わった事前相談書が相談者に返信されます。

全国的又は大規模イベントに係る事前相談書

| イベント名: |
|--------|
|--------|

1 相談者及びイベント責任者

| 相談者 | (所属・名前)(所在地)(電話番号)(メールアドレス) | (緊急連絡先) |
|------|--|---------|
| イベント | (所属・名前) (所在地) (緊急連絡先) | |

- 注1 相談者は、イベント主催者としますが、施設管理者が相談者となられても構いません。
- 注2 感染拡大の兆候や催物などにおけるクラスターの発生があった場合、催物などの無観客化、 中止又は延期などを含め、主催者に対して必要な要請をする場合があります。

2 イベントの概要

※ 既存の資料に記載がある場合は、その資料を提出し、記入を省略しても構いません。

| (名称) |
|--------|
| (所在地) |
| |
| (見込人数) |
| (前回実績) |
| |
| |
| |

- 注3 参加人数は、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれている場合(例:プロスポーツイベントの選手と観客)は、参加者数のみを計上します。主催者と参加者のいる場所が明確に分かれていない場合(例:展示会の主催者と来場者)は、両者を合計した数とします。
- 注4 イベントプログラム欄は、このイベントの主な内容が分かるように記入してください。

3 事前に確認する項目

- (1)次の項目ごとに具体的な対策を講じているかを確認し、「相談者確認欄」にチェックを入れてください。(該当しない場合は、該当なしと記入してください。)
- (2) 具体的にどのような対策を講じられるかが分かる資料を提出してください。 (資料の提出に代えて、具体的な対策を各項目欄に記入し、提出しても構いません。)

| 項目(開催条件) | | 県 確認欄 |
|---|--|----------|
| 1 屋内であれば, 5,000 人以下かつ収容定員の半分以下の参加人数に すること。 | | |
| 2 屋外であれば、5,000人以下かつ人と人との距離を十分に確保できること。(できるだけ2m) | | |
| 3 3つの密(密閉、密集、密接)の発生が原則、想定されないこと。 | | |
| 4 入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用など、適切な感染防止対策が講じられること。 | | |
| 5 入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある場合は、イベントの参加を控えてもらうようにすること。 その際の払い戻し措置などを規定しておくこと。 | | |
| 6 イベントの前後や休憩時間などの交流を極力、控えること。 | | |
| 7 密閉された空間で、大声での発生、歌唱、声援又は近接した距離での会話等が原則、想定されないこと。 | | |
| 8 全国的かつ大規模な催物などの開催については、リスクアセスメントの対応が整わない場合は、中止又は延期などの対応をとること。 | | |
| 9 イベント参加者の名簿作成による連絡先の把握やスマホの接触確認アプリの活用を図ること。 | | |

記入日: 年 月 日

責任者確認欄:口(責任者の確認後、チェックしてください。)

_____ (相談日※県が記入: 年 月 日)